

十二 商品取引所法（昭和二十五年法律第二百三十九号）

改正案	現行
<p>（商品市場類似施設の開設の禁止）</p> <p>第六条 何人も、商品又は商品指数（これに類似する指数を含む。）について先物取引に類似する取引をするための施設（取引所金融商品市場（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所金融商品市場をいう。第一百一条第三項及び第三百四十八条において同じ。）を除く。）を開設してはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（信認金）</p> <p>第一百一条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 信認金は、有価証券（国債証券、地方債証券並びに特別の法律により法人の発行する債券、取引所金融商品市場において売買取引されている社債券及び株券その他の政令で定める有価証券をいう。）をもつて、これに充てることができる。</p> <p>4 ～ 7 （略）</p> <p>（広告等の規制）</p>	<p>（商品市場類似施設の開設の禁止）</p> <p>第六条 何人も、商品又は商品指数（これに類似する指数を含む。）について先物取引に類似する取引をするための施設（証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場及び金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第六項に規定する金融先物取引所の開設する同条第三項に規定する金融先物市場を除く。）を開設してはならない。</p> <p>2 （略）</p> <p>（信認金）</p> <p>第一百一条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 信認金は、有価証券（国債証券、地方債証券並びに特別の法律により法人の発行する債券、証券取引所の開設する市場において売買取引されている社債券及び株券その他の政令で定める有価証券をいう。）をもつて、これに充てることができる。</p> <p>4 ～ 7 （略）</p>

第二百十三条の二 商品取引員は、その行う商品取引受託業務の内容

について広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、主務省令で定めるところにより、次に掲げる事項を表示しなければならない。

一 当該商品取引員の商号

二 商品取引員である旨

三 商品取引受託業務の内容に関する事項であつて、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるもの

2 | 商品取引員は、その行う商品取引受託業務に関して広告その他これに類似するものとして主務省令で定める行為をするときは、商品市場における取引等を行うことによる利益の見込みその他主務省令で定める事項について、著しく事実と相違する表示をし、又は著しく人を誤認させるような表示をしてはならない。

(不当な勧誘等の禁止)

第二百十四条 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品市場における取引等につき、顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤認させるおそれのあることを告げてその委託を勧誘すること。

二 商品市場における取引等の受託を内容とする契約(第二百五一条、第二百七条から第二百九条まで、第二百二十条の三及び第三百六十九条第五号において「受託契約」という。)の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること。

(新設)

(不当な勧誘等の禁止)

第二百十四条 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品市場における取引等につき、顧客に対し、利益を生ずることが確実であると誤解させるべき断定的判断を提供してその委託を勧誘すること。

二 商品市場における取引等につき、顧客に対し、損失の全部若しくは一部を負担することを約し、又は利益を保証して、その委託を勧誘すること。

三〇九 (略)

(損失補てん等の禁止)

第二百十四条の二 商品取引員は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 商品市場における取引等につき、当該商品市場における取引等について顧客(信託会社等が、信託契約に基づいて信託をする者の計算において、商品市場における取引等を行う場合にあつては、当該信託をする者を含む。以下この条において同じ。)に損失が生ずることとなり、又はあらかじめ定められた額の利益が生じないこととなつた場合には自己又は第三者がその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

二 商品市場における取引等につき、自己又は第三者が当該商品市場における取引等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益に追加するたため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為

三 商品市場における取引等につき、当該商品市場における取引等について生じた顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は

三〇九 (略)

(新設)

これらについて生じた顧客の利益に追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為

2 | 商品取引員の顧客は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 | 商品市場における取引等につき、商品取引員又は第三者との間で、前項第一号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

二 | 商品市場における取引等につき、商品取引員又は第三者との間で、前項第二号の約束をし、又は第三者に当該約束をさせる行為（当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

三 | 商品市場における取引等につき、商品取引員又は第三者から、前項第三号の提供に係る財産上の利益を受け、又は第三者に当該財産上の利益を受けさせる行為（前二号の約束による場合であつて当該約束が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合及び当該財産上の利益の提供が自己がし、又は第三者にさせた要求による場合に限る。）

3 | 第一項の規定は、同項各号の申込み、約束又は提供が事故（第二百一十一条第二項の主務省令で定める事故をいう。以下この項及び次項において同じ。）による損失の全部又は一部を補てんするために行うものである場合については、適用しない。ただし、第一項第二号の申込み又は約束及び同項第三号の提供にあつては、その補て

んに係る損失が事故に起因するものであることにつき、当該商品取引員があらかじめ主務大臣の確認を受けている場合その他主務省令で定める場合に限る。

4 第二項の規定は、同項第一号又は第二号の約束が事故による損失の全部又は一部を補てんする旨のものである場合及び同項第三号の財産上の利益が事故による損失の全部又は一部を補てんするため提供されたものである場合については、適用しない。

5 第三項ただし書の確認を受けようとする者は、主務省令で定めるところにより、その確認を受けようとする事実その他の主務省令で定める事項を記載した申請書に当該事実を証するために必要な書類として主務省令で定めるものを添えて主務大臣に提出しなければならない。

(適合性の原則)

第二百十五條 商品取引員は、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的に照らして不相当と認められる勧誘を行つて委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。

(受託契約の締結前の書面の交付)

第二百十七條 商品取引員は、受託契約を締結しようとするときは、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

(適合性の原則)

第二百十五條 商品取引員は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行つて委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。

(受託契約の締結前の書面の交付)

第二百十七條 商品取引員は、商品市場における取引等の受託を内容とする契約（以下この条から第二百十九条まで及び第三百六十九条第五号において「受託契約」という。）を締結しようとするときは

一 当該受託契約に基づく取引（第二条第八項第四号に掲げる取引にあつては、同号の権利を行使することにより成立する同号イからハまでに掲げる取引）の額（当該受託契約に係る上場商品構成物品又は上場商品指数に係る商品指数ごとに商品取引所の定める取引単位当たりの価額に、当該受託契約に基づく取引の数量を乗じて得た額をいう。）が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金（次号及び第二百二十条の二第一項において「取引証拠金等」という。）の額に比して著しく大きい旨

二〇四（略）

2（商品取引員の説明義務及び損害賠償責任）
第二百十八条（略）

2 前項の説明は、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該受託契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法及び程度によるものでなければならない。

3 商品取引員は、顧客に対し第一項の規定により説明をしなければならぬ場合において、第二百十四条（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反したとき、又は前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当該顧

、主務省令で定めるところにより、あらかじめ、顧客に対し次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 当該受託契約に基づく取引（第二条第八項第四号に掲げる取引にあつては、同号の権利を行使することにより成立する同号イからハまでに掲げる取引）の額（当該受託契約に係る上場商品構成物品又は上場商品指数に係る商品指数ごとに商品取引所の定める取引単位当たりの価額に、当該受託契約に基づく取引の数量を乗じて得た額をいう。）が、当該取引について顧客が預託すべき取引証拠金、委託証拠金、取次証拠金又は清算取次証拠金（次号において「取引証拠金等」という。）の額に比して著しく大きい旨

二〇四（略）

2（商品取引員の説明義務及び損害賠償責任）
第二百十八条（略）
（新設）

2 商品取引員は、顧客に対し前項の規定により説明をしなければならぬ場合において、前条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかつたときは、これによつて当該顧客の当該受託契約につき生じた損害を賠償する責めに任ずる。

客の当該受託契約につき生じた損害を賠償する責めに任ずる。

(取引証拠金等の受領に係る書面の交付)

第二百二十条の二 商品取引員は、その行う商品取引受託業務に関して顧客が預託すべき取引証拠金等を受領したときは、顧客に対し、直ちに、主務省令で定めるところにより、その旨を記載した書面を交付しなければならない。

2 第二百十七条第二項の規定は、前項の規定による書面の交付について準用する。

(金融商品の販売等に関する法律の準用)

第二百二十条の三 金融商品の販売等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第六条から第九条までの規定は、商品取引員が行う受託契約の締結について準用する。この場合において、同法第六条第一項中「前条」とあるのは「商品取引所法第二百十八条第三項」と、同項及び同法第七条中「重要事項について説明をしなかったこと又は断定的判断の提供等を行ったこと」とあるのは「商品取引所法第二百十四条(第一号に係る部分に限る。)」の規定に違反したこと又は同法第二百十七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項について説明をしなかったこと」と、同法第九条第二項第一号中「当該金融商品の販売に係る契約」とあるのは「商品取引所法第二百十四条第二号の受託契約」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

(新設)

(新設)

第二百六十九条 この章において「一般委託者」とは、商品取引員に
対し商品市場における取引等（商品清算取引を除く。次項において
同じ。）を委託した者（商品取引員、金融商品取引法第二条第三項
第一号に規定する適格機関投資家、商品投資に係る事業の規制に関
する法律（平成三年法律第六十六号）第二条第四項に規定する商品
投資顧問業者その他の政令で定める者を除く。）をいう。

2～4 （略）

（他の法令との関係）

第三百四十八条 取引所金融商品市場に類似する施設に該当するもの
については、第六条の規定を適用せず、金融商品取引法の定めると
ころによるものとする。

（削る）

（削る）

第三百五十八条の二 第二百十四条の二第一項の規定に違反した場合
においては、その行為をした商品取引員の代表者、代理人、使用人
その他の従業者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に
処し、又はこれを併科する。

第二百六十九条 この章において「一般委託者」とは、商品取引員に
対し商品市場における取引等（商品清算取引を除く。次項において
同じ。）を委託した者（商品取引員、証券取引法第二条第三項第一
号に規定する適格機関投資家、商品投資に係る事業の規制に関する
法律（平成三年法律第六十六号）第二条第五項に規定する商品投資
販売業者及び同条第八項に規定する商品投資顧問業者その他の政令
で定める者を除く。）をいう。

2～4 （略）

（他の法令との関係）

第三百四十八条 次の各号に掲げる施設に該当するものについては、
第六条の規定を適用せず、当該各号に掲げる法律の定めるところに
よるものとする。

一 証券取引法第二条第十七項に規定する取引所有価証券市場に類
似する施設

二 金融先物取引法第二条第六項に規定する金融先物取引所の開設
する同条第三項に規定する金融先物市場に類似する施設

（新設）

第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

八| 第二百十四条第二号の規定に違反した者

九〇十四 (略)

第三百六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

六| 第二百十四条の二第二項の規定に違反した者

七| 第二百十四条の二第五項の規定による申請書又は書類に虚偽の記載をして提出した者

八〇十四 (略)

第三百六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二 (略)

三| 第二百十三条の二第一項(第二号を除く。)に規定する事項を表示せず、又は虚偽の表示をした者

四| 第二百十三条の二第二項の規定に違反した者

五〇六 (略)

七| 第二百二十条の二第一項の規定に違反して、書面を交付せず、

第三百六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇七 (略)

(新設)

八〇十三 (略)

第三百六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇五 (略)

(新設)

(新設)

六〇十二 (略)

第三百六十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一〇二 (略)

(新設)

(新設)

三〇四 (略)

(新設)

若しくは同項に規定する事項を記載しない書面若しくは虚偽の記載をした書面を交付した者又は同条第二項において準用する第二百七十七条第二項に規定する方法により当該事項を欠いた提供若しくは虚偽の事項の提供をした者

八・九 (略)

第三百七十一条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第三百五十八条の二、第三百六十条及び第三百六十一条 三億円以下の罰金刑

三 (略)

四 第三百六十三条第七号、第十号及び第十一号 一億円以下の罰金刑

五 第三百五十七条第一号及び第三号から第五号まで、第三百五十八条、第三百六十二条第四号及び第五号、第三百六十三条（第七号、第十号及び第十一号を除く。）、第三百六十四条並びに第三百六十七条から前条まで 各本条の罰金刑

2・3 (略)

五・六 (略)

第三百七十一条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 (略)

二 第三百六十条及び第三百六十一条 三億円以下の罰金刑

三 (略)

四 第三百六十三条第八号及び第九号 一億円以下の罰金刑

五 第三百五十七条第一号及び第三号から第五号まで、第三百五十八条、第三百六十二条第四号及び第五号、第三百六十三条（第八号及び第九号を除く。）、第三百六十四条並びに第三百六十七条から前条まで 各本条の罰金刑

2・3 (略)

第三百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 (略)

二 第二百二十条の三において準用する金融商品の販売等に関する法律第九条第一項の規定に違反して勧誘方針を定めず、又は同条第三項の規定に違反してこれを公表しなかつた者

三 (略)

第三百七十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の過料に処する。

一 (略)

(新設)

二 (略)

証券取引法等の一部を改正する法律案 (投資者保護のための横断的法制の整備)

証券取引法

改正

金融商品取引法
(いわゆる「投資サービス法」)

いわゆる「投資サービス」規制

横断化 (縦割り規制から横断的な規制に)

- 投資性の強い金融商品・サービスに、すき間なく同等の規制



集団投資スキーム(ファンド)を包括的に対象

柔軟化 (一律規制から差異のある規制に)

- いわゆるプロ向けと一般向け(投資家の知識・経験)、商品類型等に応じて差異のある規制

取引所制度

- 取引所の自主規制機能(上場審査・売買審査等)の強化(自主規制組織に独立性を付与)

罰則・課徴金

- 罰則の引上げ(最高5年 ⇒ 10年)
- 「見せ玉」に対する課徴金・罰則の拡大

開示制度

- 四半期開示の法定化
- 財務報告に係る内部統制の強化
 - ※ 適正開示に関する経営者の確認 等
- 公開買付(TOB)制度の見直し
- 大量保有報告制度の見直し
 - ※ 特例報告期限
3ヶ月毎15日以内
→ 2週間毎5営業日以内

(注)「証券会社」「証券取引所」の名称は引き続き使用。

- 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法
- 保険業法
- 商品取引所法
- 不動産特定共同事業法

等

利用者保護ルールについて、基本的に金融商品取引法と同様の規制を適用

証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

1. 以下の法律を廃止

- ・ 金融先物取引法
- ・ 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律
- ・ 抵当証券業の規制等に関する法律
- ・ 外国証券業者に関する法律

2. 関係法律の規定の整備

- ・ 商品投資に係る事業の規制に関する法律(いわゆる商品ファンド法)

- ・ 金融商品販売法
説明義務の拡充等
⇒ 損害賠償額の推定(元本欠損額)

等

規制の横断化と柔軟化

< 金融商品取引法 (いわゆる「投資サービス法」) >

現行の法律
(縦割り規制)

- 証券会社(証券取引法)
(有価証券の販売・勧誘、引受等)
- 金融先物取引業者(金融先物取引法)(金融デリバティブ、外為証拠金)
- 商品ファンド販売業者
(商品ファンド法)
- (規制なし)
組合持分等の
(仲介業者を通じない)自己募集
- 証券投資顧問業者
(投資顧問業法)
(有価証券の運用、投資助言)
- 投資信託委託業・投資法人
資産運用業者
(投資信託・投資法人法)
- 組合持分等の
投資運用・助言
- 資産管理
(有価証券等の保護預かり)

横断化

柔軟化

金融商品取引業者

[取扱い商品・業務内容] [参入要件]

第一種金融商品
取引業 ※1
(流通性の高い有
価証券に関する
販売・勧誘、引受
け、募集・売出し
の取扱い等)

投資運用業
第二種金融商品
取引業
(流通性の低い組合
持分等の販売・
勧誘等)

投資助言・代理業

登録制

一般的
な業者
の場合

名称
資本金
住所
役員等
の氏名
業務の種別
・他の事業
等

財産的基礎

人的構成の
適確性

欠格要件

届出制

登録制

※1:「証券会社」の名称は引き続き使用可能。

特例業務届出者
(組合持分の機関投資家等(機関投資家 +
49人以下)のみに対する私募・運用業務 ※2)

※2: 特例業務届出者に対する行為規制は虚偽の説明の禁止、
損失補てんの禁止のみ適用

金融商品仲介業者

証券仲介業者(証券取引法)
有価証券以外の取引の媒介

※ 誠実義務、標識揭示義務、広告規制、虚偽説明の禁止、
損失補てんの禁止、適合性の原則、不招請勧誘・再勧誘の禁止を適用。

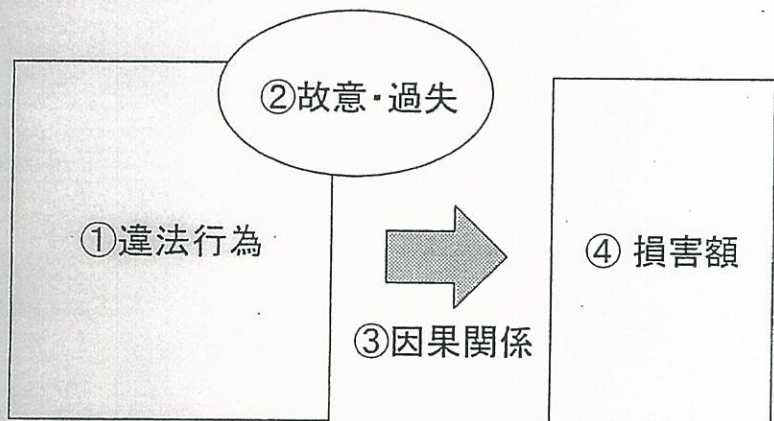
	行為規制	一般投資 家向け	プロ投資 家向け
共通	<ul style="list-style-type: none"> 顧客に対する誠実義務 営業所又は事務所ごとに標識を 掲示する義務 	適用	適用
販売	<ul style="list-style-type: none"> 広告規制 (利益の見込み等について著しく事実に相違 する表示をすること、及び著しく人を誤認さ せるような表示をすることを禁止) 書面交付義務 (契約締結前の書面交付義務、契約成立時 の書面交付義務等) 虚偽の説明の禁止 損失補てんの禁止 適合性の原則 (顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を 締結する目的に照らして不相当と認められる 勧誘を行ってはならない) 不招請勧誘、再勧誘の禁止 一般的な制度と位置づけつつ、具体的な適用 範囲を政令で指定 ※ 一般投資家向けの外為証拠金取引を対象 とする予定 	適用	<不適用>
勧誘	<ul style="list-style-type: none"> 適合性の原則 (顧客の知識、経験、財産の状況及び契約を 締結する目的に照らして不相当と認められる 勧誘を行ってはならない) 不招請勧誘、再勧誘の禁止 一般的な制度と位置づけつつ、具体的な適用 範囲を政令で指定 ※ 一般投資家向けの外為証拠金取引を対象 とする予定 	適用	<不適用>
運用・助言	<ul style="list-style-type: none"> 忠実義務、善管注意義務 利益相反行為の禁止 運用報告書の交付義務 	適用	適用
保有 価 預 証 り 券 の	<ul style="list-style-type: none"> 分別管理等 (自己の固有財産と分別して管理 しなければならない) 	適用	適用

※ 金融商品取引業者に対する行為規制

金融商品販売法の拡充

民事上の損害賠償請求の原則(民法709条)

①～④の要件を被害者が立証する必要

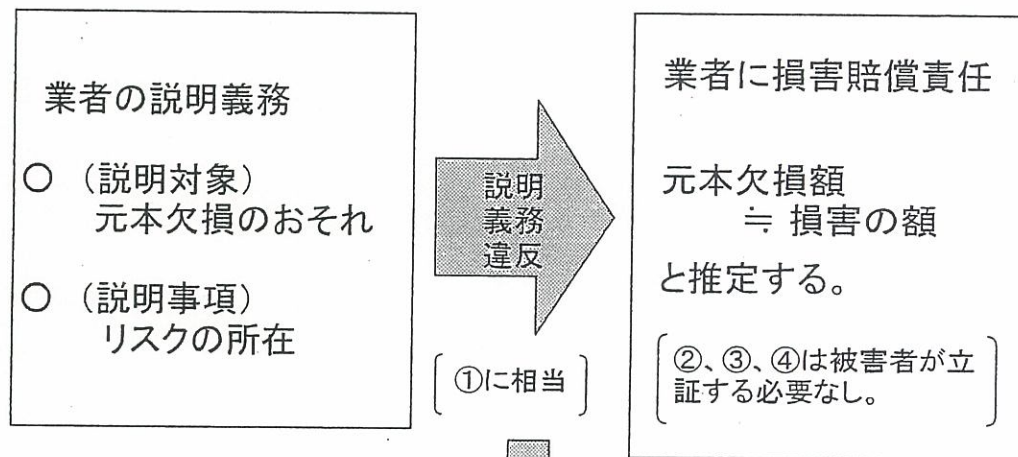


(参考)

(不法行為による損害賠償)
民法709条 “故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。”

金融商品販売法(平成12年制定)

預貯金、保険、有価証券等の幅広い金融商品の販売に関する、民法の損害賠償の規定の特則



金融商品販売法の拡充

- 説明対象: 「当初元本を上回る損失が生ずるおそれ」を追加。
- 説明事項: 「取引の仕組みのうちの重要な部分」を追加。
- 業者による断定的判断の提供を禁止
⇒ 違反に対し、損害額を推定

「証券取引法等の一部を改正する法律案」の概要
(投資者保護のための横断的法制の整備)

1. 法改正の目的

金融・資本市場をとりまく環境の変化に対応し、投資者保護のための横断的法制を整備することで、利用者保護ルールの徹底と利用者利便の向上、「貯蓄から投資」に向けての市場機能の確保及び金融・資本市場の国際化への対応を図るため、次の所要の改正を行う。

2. 改正の内容

(1) 投資性の強い金融商品を幅広く対象とする横断的な制度を整備することとし、次の所要の改正を行う（公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行）。

- ① 証券取引法の題名を「金融商品取引法」（いわゆる「投資サービス法」）に改正。
- ② 集団で投資を行う契約（「集団投資スキーム」）に関する包括的な定義規定を設けるなど、対象商品を拡大。
- ③ 販売・勧誘、資産運用・助言及び資産管理を全て本来業務とした上で、その内容に応じて業規制を整備。
- ④ 業務の内容や対象顧客（プロか一般投資家か）に応じて、行為規制の適用を柔軟化。
- ⑤ 規制全般の点検を踏まえた規制緩和（例えば、資産運用を行う業者（現在の認可投資顧問業者や投資信託委託業者に対応）の業規制を認可制から登録制とする）。
- ⑥ 「証券会社」「証券取引所」の名称は引き続き使用。
等

(2) 開示規制について、次の所要の改正を行う。

（公布の日から起算して6月（一部（※）については1年）を超えない範囲内において政令で定める日から施行）

- ① 公開買付制度について、市場内外の取引を組み合わせた買付けへの対応、投資者への情報提供の充実、公開買付期間の伸長、公開買付けの撤回等の柔軟化、応募株式の全部買付けの一部義務化、買付者間の公平性の確保等。
- ② 大量保有報告制度について、特例報告に係る報告期限・頻度の見直し（※）、特例報告制度が適用されない「事業支配目的」の明確化、大量保有報告書の電子提出の義務化（※）等。

（平成20年4月1日以降に開始する事業年度から適用）

- ③ 四半期報告制度の導入及び財務報告に係る内部統制の強化等に関する制度整備。
等

(3) 開示書類の虚偽記載及び不公正取引の罰則強化等について、次の所要の改正を行う（公布の日から起算して20日間を経過した日から施行）。

- ① 有価証券届出書の虚偽記載及び風説の流布・偽計、相場操縦等に対する法定刑を「現行5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」から「10年以下の懲役又は1000万円以下の罰金」に、インサイダー取引等に対する法定刑を「現行3年以下の懲役又は300万円以下の罰金」から「5年以下の懲役又は500万円以下の罰金」に引上げ。

- ② いわゆる「見せ玉」行為について、現行法上、相場操縦行為として刑事罰の対象とされている顧客が行うものについて新たに課徴金の対象化するとともに、証券会社が自己の計算で行うものについて新たに相場操縦行為として刑事罰・課徴金の対象化。
等

(4) 取引所における自主規制業務が的確に遂行されることを確保するための組織形態等について、次の所要の改正を行う（施行時期は(1)と同じ）。

- ① 取引所の自主規制機能の遂行の独立性を確保するため、自主規制業務を担う機関として、「自主規制法人」（別法人）の設立、又は「自主規制委員会」（同一法人内の別組織）の設置を可能とする制度の整備。
- ② 株式会社形態の取引所がその発行する証券を上場する場合の内閣総理大臣の承認制度を整備。
- ③ 株式会社形態の取引所の主要株主規制として、20%を超える議決権の取得・保有を金融商品取引所、地方公共団体等を除き禁止。
等

(5) 銀行法、保険業法、商品取引所法、不動産特定共同事業法等の一部改正（施行時期は(1)と同じ）

幅広い金融商品についての横断的な制度の整備を図るため、次の各法律において金融商品取引法（いわゆる「投資サービス法」）における販売・勧誘規制を準用ないし同等の規制を規定する。

1. 商工組合中央金庫法
2. 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律
3. 農業協同組合法
4. 水産業協同組合法
5. 中小企業等協同組合法
6. 協同組合による金融事業に関する法律
7. 商品取引所法
8. 信用金庫法
9. 長期信用銀行法
10. 労働金庫法
11. 銀行法
12. 不動産特定共同事業法
13. 保険業法
14. 農林中央金庫法
15. 信託業法

（以 上）